平成２４年（フ）第１３００号
埼玉県上尾市栄町７番10号
債務者　新　　一弥
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２５号
さいたま市南区広ヶ谷戸301―１、住民票上の住所さいたま市南区太田窪４丁目14番19号稲垣荘
債務者　田中　駿一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４３号
さいたま市緑区大字三室2121番地５
債務者　下村　　恵
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７３号
さいたま市北区吉野町２丁目267番地２　ロイヤルシティ吉野201
債務者　狩野　京子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８５号
埼玉県志木市柏町１丁目26番11―305号
債務者　高崎　勇治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３３号
さいたま市北区宮原町４丁目87番地１
債務者　八木橋宣子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４２号
さいたま市北区日進町２丁目501番地　パープルハイツ103
債務者　白水　圭子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４６号
埼玉県新座市野火止６丁目20番13号　新座四季タウンＢ館103号室
債務者　野寺芽里香
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４９号
さいたま市西区大字西遊馬922番地８
債務者　野上　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３５号
名古屋市中区新栄２丁目36番21号　ラフィネ新栄1104号
債務者　永島　達也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９２号
神戸市東灘区住吉山手３丁目３番９号　前田文化１階東
債務者　川野　文男
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９５号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番２―607号
債務者　石丸　時美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０２号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７―905号
債務者　国冠こと　中嶋　容子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５９号
埼玉県新座市北野３丁目２番14号　オクトハウス201号室高梨方
債務者　鈴木　春野（旧姓藤沢）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１１号
さいたま市岩槻区日の出町９番29―２号
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９０号
埼玉県蓮田市関山３丁目９番５号　フラット幸Ｂ―103号
債務者　菊地　典子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４０号
埼玉県川口市元郷５丁目９番13号　ガーデンパーク・カタノ207号
債務者　大石　　純
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係